

執筆者:

E-mail 川本 周E-mail 森 宣昭

1. はじめに

2022年4月1日から「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(以下「再エネ特措法」という。)の改正が施行され、法律名が「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に改正されたほか、FIP(Feed-in Premium)制度や、既存の再エネ事業にも影響のある認定失効制度や解体等積立金制度等の新たな制度の運用も開始されている。本稿では、今回の再エネ特措法の改正内容のうち FIP 制度について、改正法施行直前に公布された「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則」(以下「施行規則」という。)の改正や関連する告示の内容も踏まえて解説することとしたい。なお、FIP 制度の概要については、過去のニューズレター(2020年4月3日号 再生可能エネルギー特別措置法の抜本改正)¹でも解説しているため併せてご参照いただきたい。

2. FIP 制度の導入の意義

まず、FIP 制度の導入の意義について改めて確認しておくこととする。FIT(Feed-in Tariff)制度においては、再エネ電源の導入促進のため、電力の固定価格での買取が保証されており、売電単価が電力の卸市場価格にかかわらず固定されていることから、事業者による市場価格を意識した行動が期待しにくいという問題点があった。しかし、再エネ電源の更なる大量導入及び主力電源化にあたっては、再エネ電源についても他の電源と同様に、市場での取引を前提とした自立した電源としていく必要がある。もっとも、再エネ電源の導入拡大のためには、FIT 制度のような投資インセンティブが働く仕組みが引き続き存在することが望ましい。そこで、投資インセンティブを維持しつつ再エネ電源の自立化を促進するための制度として、新たに FIP 制度が導入された。FIP 制度においては、固定価格での買取保証はないため市場や相対取引により売電を行う必要があるが、事業者は、市場または相対取引での売電収入に加えて一定のプレミアムを受領できることとされており、プレミアムが受領できる点で投資インセンティブが存在する。また、収入が市場価格に連動することとなるため、市場価格の高い時期に売電する方が高い収入を得ることができ、蓄電池を用いて売電時期を調整する等電力需給を意識した行動を促し、再エネ電源の自立化に寄与することが期待される。その上、FIP 制度においては、事業者が自ら市場等により売電を行うことになるが、小規模な再エネ電源を束ねて市場取引の代行等を担うアグリゲーション・ビジネスといった新たなビジネスモデルの活性化も期待されている。

3. 施行規則の改正や告示の内容

(1) FIP 制度の対象となる発電設備

2022年4月の改正法施行以降、再エネ発電設備のうち、出力 50kW 以上のものは FIP 制度を利用することができる。すなわち、再生可能エネルギー発電設備の区分、設置の形態及び規模(「再生可能エネルギー発電設備の区分等」と定義される²。)のうち、FIP 制度の対象となる「交付対象区分等」は、経済産業大臣が調達価格等算定委員会の意見を尊重して

¹ https://www.nishimura.com/ja/newsletters/finance-law_200403_3.html

² 再エネ特措法第2条の2第1項

定めるものとされており³、告示により、再生可能エネルギー発電設備の区分等のうち、出力が 50kW 以上のものがこれに指定されている⁴。すなわち、出力 50kW 以上の再エネ発電設備は FIP 制度を選択することが可能である。

一方、2022 年 4 月以降も FIT 制度は存続するが、一定の種類・規模の再エネ発電設備については、今後 FIT 制度に基づく認定の対象とはならず、FIP 制度の利用のみが認められることとなる。すなわち、改正法の施行以降、FIT 制度の対象となる再生可能エネルギー発電設備の区分等(「特定調達対象区分等」⁵と定義される。)が告示により指定されており、交付対象区分等のうち、特定調達対象区分等に該当しない再エネ発電設備については、FIT 制度は利用できず、FIP 制度の利用のみが認められる。具体的には、適用初年度となる 2022 年度は、出力 1MW 以上の太陽光発電設備、水力発電設備及び地熱発電設備、並びに出力 10MW 以上のバイオマス発電設備(液体燃料のバイオマス発電設備は出力 50kW 以上)がこれに該当する⁶。また、2023 年度からは、これに出力 500kW 以上の太陽光発電設備、出力 50kW 以上の風力発電設備(リプレース案件は出力 1MW 以上)⁷、及び出力 2MW 以上のバイオマス発電設備、2024 年度以降は着床式洋上風力発電設備がさらに該当し、これらは FIP 制度のみの対象となる⁸。

(2) プレミアム(供給促進交付金)

FIP 制度は、あらかじめ定める「基準価格」と市場価格等に基づく「参照価格」の差額を単価として算定されるプレミアム(「供給促進交付金」と定義される。)を、一定の期間(「交付期間」と定義される⁹)に渡って発電事業者¹⁰に交付する制度である。

供給促進交付金の額は、一定の期間毎に、(1)「供給促進交付金単価」を決定の上、(2)市場取引等¹¹により供給した再生エネ電気の量に、「供給促進交付金単価」を乗じた金額を基礎として、出力制御の時間帯に係る調整を加えた上で算定される¹²。

このうち、上記(1)の供給促進交付金単価は、(i)基準価格(いわゆる「FIP 価格」)の額から、(ii)いわゆる「参照価格」を控除した金額((i)-(ii))として算定される¹³。なお、基準価格の額が参照価格を下回る場合、供給促進交付金単価はゼロとされ、差額分をネガティブ・プレミアムとして発電事業者が支払う制度とはなっていない¹⁴。その他、基準価格の定め方等については、前述の過去のニューズレターを参照されたい。

参照価格は、卸電力市場における市場価格、非化石価値相当額、及びバランシングコストの 3 つの要素により算定され

³ 再エネ特措法第 2 条の 2 第 1 項、第 4 項

⁴ 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第二条の二第一項に規定する交付対象区分等を指定する件(令和 4 年経済産業省告示第 69 号)第 1 項第 1 号

⁵ 再エネ特措法第 3 条第 1 項

⁶ 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三条第一項に規定する特定調達対象区分等を指定する件(令和 4 年経済産業省告示第 70 号)(以下「特定調達対象区分等告示」という。)第 2 項

⁷ 特定調達対象区分等告示第 3 項

⁸ ただし、沖縄県または離島等に設置される再エネ発電設備については、FIT 制度の選択が可能である。特定調達対象区分等告示第 4 項参照。

⁹ なお、交付期間の長さは FIT 制度の調達期間と同様、地熱発電については 15 年間、その他の電源は 20 年間とされている。再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の規定に基づき基準価格等、調達価格等及び解体等積立基準額を定める件(平成 29 年経済産業省告示第 25 号、最終改正令和 4 年経済産業省告示第 66 号)参照。

¹⁰ なお、電気事業法上の「発電事業者」は、電気事業法に定める「発電事業」を営むことについて同法第 27 条の 27 第 1 項による届出をした者をいう(同法第 2 条第 1 項第 15 号)が、本稿では、電気事業法上の発電事業者に該当するか否かにかかわらず、再生エネ発電設備を設置して発電の事業を営む者を「発電事業者」と呼称することとする。

¹¹ 「市場取引等」とは、卸電力取引市場における売買取引または小売電気事業者若しくは登録特定送配電事業者への電力の卸取引をいう(再エネ特措法第 2 条の 2 第 1 項)。

¹² 再エネ特措法第 2 条の 4 第 1 項

¹³ 再エネ特措法第 2 条の 4 第 2 項

¹⁴ 再エネ特措法第 2 条の 4 第 2 項柱書

る。具体的には、①卸電力市場の前年度 1 年間の平均市場価格に、②非化石価値相当額を加算し、③前年度同月の平均市場価格と当年度の月間市場価格の差額に応じて補正の上、④バランシングコストを加算する方法により定まる¹⁵。

①の前年度平均価格は、エリア別に、スポット市場と時間前市場における 30 分コマの価格を加重平均し定める。自然変動電源である太陽光発電及び風力発電の場合は、電源種別毎の供給実績に応じて加重平均され、発電特性を踏まえた算定がなされる¹⁶。

②非化石価値相当額は、非 FIT 非化石証書(再エネ指定)の直前 4 回(直近 1 年間)の卸電力取引市場における取引価格の加重平均額である¹⁷。FIP 制度は FIT 制度と同様に、電気の需要家が負担する再エネ賦課金によって支えられている制度であるため、非化石価値は FIP 認定事業者には帰属しないという整理がなされている。一方で、非化石価値については電気の取引と合わせて FIP 認定事業者が販売可能とすることで、FIP 電源の市場への統合が図られている。かかる整理の下、非化石価値相当額が参照価格の算定において加算され、その結果プレミアムの算定においては控除されるという建付になっている。

③前年同月の市場平均価格との差額による補正では、前年同月と比べて当年の市場平均価格が高騰している場合、差額が参照価格の算定において加算され、プレミアムは縮小する。逆に、前年同月と比べて市場価格が下落している場合、差額が参照価格の算定において控除され、プレミアムの額が増加する。ただし、ここまでの①+②-③の計算結果がゼロ未満となる場合、マイナスとはせずゼロとみなされる。

さらに、FIT インバランス特例の適用により発電の計画値と実績値の差分調整に係る費用の負担(インバランスリスク)を負担しない扱いが可能であった FIT 制度とは異なり、FIP 制度の下では、インバランスリスクの負担が求められる。そのため、④かかる負担に対応するためのコスト(バランシングコスト)の相当額として所定の金額¹⁸が参照価格の算定において控除されることで、プレミアム単価の算定において加算される。

以上の計算により(1)プレミアムの単価(供給促進交付金単価)が定まるが、(2)プレミアムの金額の算定にあたっては、単に市場取引等により供給された電力量に供給促進交付金単価を乗じるだけでなく、もう一段階の調整が加わる。すなわち、スポット市場におけるエリアプライスが 0.01 円/kWh になった各 30 分コマ・エリアを対象に、プレミアムを交付せず、その分のプレミアムに相当する額を、上記以外の各 30 分コマ・同一エリアを対象に電源種別に割り付けるかたちで、プレミアムの金額が算定される¹⁹。要するに、出力抑制のかかっている時間帯に係るプレミアム相当額は控除した上で、出力抑制のかかっていない時間帯にプレミアムを加算するという処理であり、発電事業者が、電気の需給を反映した価格シグナルを受け、より多くの収入を受けることのできる時間帯に発電量をシフトする等の行動を促すための措置である。

(3) 一時調達契約

交付期間中に、「市場取引等」により供給を行うことに支障が生じた場合において、当該支障が認定事業者の責めに帰することができないものとして経済産業省令で定めるものに該当するときは、一時調達契約の申込みを電気事業者(一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者)に対して行うことができる(第 2 条の 7 第 1 項)。

支障が「認定事業者の責めに帰することのできない」と認められるのは、電気の供給を受ける者、またはその者から FIP 認定の認定設備により発電された電気の半分以上を供給されている者が、①破産手続開始の決定を受けたとき、②破産手続と同種類の手続を開始したとき、③FIP 認定事業者または電気の供給を受ける者からの電力の卸取引による供給に係る事業を休止または廃止したとき、④FIP 認定事業者または電気の供給を受ける者に対して契約上の金銭債務を有している場合に、当該債務の不履行によりその契約が解除され、または解除権が発生したときとされている²⁰。ただし、発電設備の出力が 1,000kW 以上かつ FIP 認定事業者の純資産が 1000 万円以上である場合は除外されており、一時調達契

¹⁵ 施行規則第 3 条の 5

¹⁶ 施行規則第 3 条の 5 柱書

¹⁷ 施行規則第 3 条の 5 第 1 号

¹⁸ インバランスリスク単価等を定める告示(平成 24 年経済産業省告示第 144 号、最終改正令和 4 年経済産業省告示第 68 号)第 3 条

¹⁹ 施行規則第 3 条の 3

²⁰ 施行規則第 3 条の 6

約を利用することはできない(沖縄県及び離島等を除く。)²¹。一時調達契約の期間は 12 か月(正確には、一時調達契約による供給を開始した日から起算して 12 か月を経過する日以降に最初に検針等が行われた日の前日までの期間²²)であり、一時調達契約における買取価格(一時調達価格)は、基準価格の 80%相当額に消費税及び地方消費税相当額を加算した価格である²³。

4. FIT 制度から FIP 制度への移行

既に FIT 制度の下で事業計画認定を取得している発電設備も、出力 50kW 以上であれば、FIP 制度に移行することが可能である。もっとも、FIP 制度への移行後の安定的な電力供給を確保する観点から、以下の通り個別の認定基準が定められている²⁴。

- ① 認定申請発電設備により発電される電気を市場取引等により供給する相手方が、一般送配電事業者との契約に基づき、複数の発電事業者で組成される集団に属するための申込みを行っていること。
- ② 認定申請発電設備により発電される電気を市場取引等により供給する方法(卸電力取引市場における売買取引以外の方法による売買取引を行う場合にあつては、供給の相手方を含む。)が決定していること。
- ③ 認定申請発電設備により発電される電気を特定契約により電気事業者に供給する事業を、市場取引等により供給する事業の認定を受ける日までに廃止し、第十一条の規定に基づき届け出ることとしていること。

事業計画策定ガイドラインの記載も踏まえると、FIP 制度の場合は一般送配電事業者との間の発電量調整供給契約に基づく供給が必要となるため、その申込みが必要とされる(上記①)。また、FIP 制度の下での売電方法(相対取引の場合は相手方も含む。)が決定していること(上記②)、及び FIP 制度の認定を受ける日までに FIT 事業を廃止し届出を行うこと(上記③)が必要とされている。以上に加え、オンライン出力制御等を念頭にサイバーリスクに備える観点から、事業計画策定ガイドラインにおいて、以下の④の要件が規定されている。この要件の詳細については、各一般送配電事業者が公開している「託送供給約款別冊 系統連系技術要件」を参照とパブリックコメントにて回答がなされている。

- ④ 系統連系先の一般送配電事業者が定める系統連系技術要件におけるサイバーセキュリティに係る要件を遵守する事業者であること。

FIT 制度から FIP 制度に移行する場合の基準価格と交付期間については、以下の通り定められている。すなわち、令和 4 年 3 月 31 日以前に FIT 認定を取得していた場合で、令和 4 年 4 月 1 日以降に FIP 認定を受けたときは、FIT 認定において適用されていた調達価格から消費税及び地方消費税相当額を控除した額が基準価格となり、FIT 認定において適用されていた調達期間の残余期間が交付期間となる²⁵。

FIP 制度への移行にあたっては、事業計画認定の申請手続に加え、発電量調整供給契約の申込みや FIT 事業の廃止手続も必要となるため、関係各所と連携しながら漏れなく対応する必要がある。資源エネルギー庁のウェブサイトでは、移行手続のモデルケースが紹介されており参考になる。

5. おわりに

²¹ 施行規則第 3 条の 6 柱書参照。一時調達契約の利用は、卸電力取引市場の最小取引単位や資産要件を満たさず、卸電力取引市場での取引ができない者に限るべきところ、卸電力取引市場に参加して電気を売却することが可能であるためである。なお、沖縄県及び離島等についてはかかる要件は適用されない。

²² 施行規則第 3 条の 7

²³ 施行規則第 3 条の 8

²⁴ 施行規則第 5 条第 1 項第 8 号の 3 ハ

²⁵ 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の規定に基づき調達価格等及び解体等積立基準額を定める件等の一部を改正する告示(令和 4 年経済産業省告示第 66 号)附則第 2 項

以上の通り、新たな FIP 制度の導入によって、再エネ電源導入の更なる拡大と再エネ電源の市場への統合が大いに期待される。導入後間もないため、本格的な運用はこれからであるが、FIP 制度を踏まえた新たなビジネスモデルや FIP 制度の対象となるプロジェクトへのファイナンス等、実務上も様々な展開が想定される場所である。本稿が FIP 制度の理解を深める一助となれば幸いである。

以 上

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 